

## 入院時の食事療養費・生活療養費

【自己負担限度額一覧】（平成30年4月1日～）

所得区分		食事療養費・生活療養費 標準負担額	
一般病床	一般	一食460円（*1）	
精神病床等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以下	一食210円
		過去12か月の入院日数が90日超（要申請）	一食160円
	区分Ⅰ		一食100円
療養病床	一般	入院時生活療養（1）を算定する保険医療機関（*2）に入院している方	食費：一食460円 居住費：一日370円
		入院時生活療養（2）を算定する保険医療機関（*3）に入院している方	食費：一食420円 居住費：一日370円
	区分Ⅱ		食費：一食210円 居住費：一日370円
	区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者以外の方	食費：一食130円 居住費：一日370円
		老齢福祉年金受給者	食費：一食100円 居住費：0円

\*1 指定難病患者の方及び平成27年4月1日以前から、継続して精神病床に入院した方は260円になります。

\*2 入院時生活療養（1）を算定する保険医療機関とは  
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局に届出のある医療機関のことをいいます。

\*3 入院時生活療養（2）を算定する保険医療機関とは  
入院時生活療養（1）を算定する保険医療機関以外の保険医療機関をいいます。

◆療養病床に入院中の方で入院医療の必要性が高い方は、食事療養費が一般病床の額になります。さらに指定難病患者の方は居住費の負担はありません。

### ◆所得区分

一般・・・区分Ⅰ、Ⅱ以外の方

区分Ⅱ・・・世帯の全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ・・・世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の方

（公的年金の場合は80万円以下）